

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案参照条文

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3 4（略）

5 この法律において「排出水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水を含む。

6 この法律において「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。

7 この法律において「特定地下浸透水」とは、第二項第一号に規定する物質（以下「有害物質」という。）を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

8（略）

（排水基準）

2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第二項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 5 (略)

(特定施設の設置の届出)

第五条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類

四 特定施設の構造

五 特定施設の使用の方法

六 汚水等の処理の方法

七 排水水の汚染状態及び量(指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。)

八 その他環境省令で定める事項

2 工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 有害物質使用特定施設の種類

四 有害物質使用特定施設の構造

五 有害物質使用特定施設の使用の方法

六 汚水等の処理の方法

七 特定地下浸透水の浸透の方法

八 その他環境省令で定める事項

(経過措置)

第六条 一の施設が特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この項において同じ。）となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）であつて排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させるものは、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、それぞれ、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。この場合において、当該施設につき既に指定地域特定施設についての前条第一項又は次項（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の二の規定又は湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定による届出がされているときは、当該届出をした者は、当該施設につきこの項の規定による届出をしたものとみなす。

2 (略)

3 第四条の二第一項の地域を定める政令の施行の際現に当該地域において特定施設を設置している者（設置の工事をしていない者及び前条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。）であつて排水を排出するものは、当該政令の施行の日から六十日以内に、環境省令で定めるところにより、排水の排水系統別の汚染状態及び量を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(排水の排出の制限)

第十二条 排水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排出口において排水基準に適合しない排水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この項において同じ。）となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、こ

の限りでない。

3 (略)

(特定地下浸透水の浸透の制限)

第十二条の三 有害物質使用特定事業場から水を排出する者(特定地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、第八条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)(抄)

(特定施設)

第一条 水質汚濁防止法(以下「法」という。)第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

(カドミウム等の物質)

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一 カドミウム及びその化合物

二 シアン化合物

三 有機<sup>りん</sup>化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニ

ロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフ

エイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EP

N)に限る。)

四 鉛及びその化合物

五 六価クロム化合物

六 砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物

七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

八 ポリクロリネイテッドビフェニル(別名PCB)

九 トリクロロエチレン

十 テトラクロロエチレン

- 十一 ジクロロメタン
  - 十二 四塩化炭素
  - 十三 一・二 ジクロロエタン
  - 十四 一・一 ジクロロエチレン
  - 十五 シス 一・二 ジクロロエチレン
  - 十六 一・一 トリクロロエタン
  - 十七 一・一・二 トリクロロエタン
  - 十八 一・三 ジクロロプロペン
  - 十九 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
  - 二十 二 クロロ 四・六 ビス（エチルアミノ） s トリアジン（別名シマジン）
  - 二十一 S 四 クロロベンジル " N・N ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
  - 二十二 ベンゼン
  - 二十三 セレン及びその化合物  
（水素イオン濃度等の項目）
- 第三条 法第二条第二項第二号の政令で定める項目は、次に掲げる項目とする。
- 一 水素イオン濃度
  - 二 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
  - 三 浮遊物質
  - 四 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - 五 フェノール類含有量
  - 六 銅含有量
  - 七 亜鉛含有量
  - 八 溶解性鉄含有量
  - 九 溶解性マンガン含有量
  - 十 クロム含有量

十一 弗素含有量

十二 大腸菌群数

十三 窒素又は燐の含有量（湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として環境省令で定める場合におけるものに限る。）

2 環境大臣は、前項第十三号の環境省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならぬ。